

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法	
規制の名称	株式等の高速取引への対応	
担当部局	金融庁企画市場局市場課	電話番号：03-3506-6000(内線:3943) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和5年12月20日	
事前評価時の想定との比較	規制の事前評価時(平成29年3月。以下同じ。)から金融を巡る環境は変化を続けているが、高速取引が取引所や私設取引システム(PTS)における取引で価格形成に重要な影響を及ぼしており、市場に流動性を供給しているという状況に影響はない。 また、規制を導入する際に想定していなかった規制導入による影響は、特段発現していない。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	事前評価時、「遵守費用」としては、高速取引行為を行う者において、登録に係る費用(金融商品取引業者等の場合は原則届出に係る費用)、行為規制等の実施に要する費用、行政機関への報告に係る費用等、及び有価証券の売買等を受託する証券会社等において、無登録で高速取引行為を行う者からの高速取引の受託を行わないようにするための対応に係る費用等が発生することが想定されていた。 本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、事前評価時の費用推計と比較して規制の遵守費用の全体が過大に増加している状況にはないと考えられる。	遵守費用が過大に増加している状況にはない。
行政費用	事前評価時、「行政費用」としては、国において、高速取引行為を行う者の登録審査、登録・届出者に対する検査・監督を行うための費用や、有価証券の売買等を受託する証券会社等が、無登録で高速取引行為を行う者から高速取引の受託を行っていないかについて検査・監督を行うための費用が発生することが想定されていた。 行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、金融商品取引業者等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえ、高速取引行為を行う者について、金融商品取引業者も含めて規制を課すこととした本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、事前評価時の費用推計と比較して行政庁(国)による金融行政の遂行に要する行政費用の全体が過大に増加している状況にはないと考えられる。	行政費用が過大に増加している状況にはない。
効果(定量化)	規制の事前評価時、登録制の導入により、体制整備・リスク管理が必ずしも十分でないものの登録を拒否することができ、そのような者が、日本市場において高速取引行為を行うことを排除できる。また、登録を受けた者に対し、取引戦略の届出等を求めることにより、当局が高速取引行為の実態を把握できる。これにより、高速取引行為に対する懸念に対応し、多様な投資家が安心して参加できるような厚みのある市場の実現につながるとしていた。 本件規制の導入以降、高速取引行為者は52社(令和5年10月17日時点)登録しているところ、必要に応じた監督上の措置が講じられていることにより、多様な投資家が安心して参加できるような厚みのある市場の実現に一定の効果があったと考えられる(本規制導入後、高速取引行為者のシステムのエラーに起因する事故は令和5年11月17日時点で見受けられていない。また、高速取引行為者による不正取引の摘発事例もある。)が、本規制による効果のみを抜き出して定量的に把握することは困難である。	一定の効果があったと考えられる。
便益(金銭価値化)	規制の導入により、事前評価時に見込んだ効果が一定程度発現しているものと考えられるが、その効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は一定程度発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。	
備考		